令和６年２月２日
報道発表資料

令和５年度川崎市優良建築設計者を表彰しました

川崎市では、市内の建築物を設計した市内の設計者の中で、本市のまちづくりの推進に資する取組を行った方々の功績をたたえ、平成２８年度から表彰を行っています。

２月１日（木）に３名の設計者に対し、令和５年度川崎市優良建築設計者として表彰を行いました。

１　被表彰者

設　計　者　名	被表彰の対象となった設計業務
一級建築士事務所　hanaya 川上（かわかみ）　華恵（はなえ）　様	中原区にある一戸建ての住宅で、コンパクトな敷地でありながら、より豊かに暮らせるよう、シンプルでありながらも随所に余裕や広がりが感じられる工夫がされ、仕上げ材には木材がふんだんに利用され、温かみのある空間が演出された建物の設計及び監理
有限会社　アトリエアイズ 代表取締役　今井（いまい）　博康（ひろやす）　様	登戸区画整理事業地内にある店舗・共同住宅等からなる複合用途施設であり、１階部分には地域に開放された東西の街区を繋げる「抜け道」や「トイレ」が解放され、地域密着の空間づくりが行われ、また共同住宅エリアにおいては、２人～家族世帯向けを幅広く計画されており、まちの賑わいの創出に寄与することが期待できる建物の設計及び監理
株式会社　小川組 代表取締役　　長澤（ながさわ）　靖（やすし）　様	都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想における、地域生活の骨格となる生活軸のエリアの中に位置し、外壁の一部に木材調のアルミルーバーを組子の様に取り付け、明るく落ち着いた色を採用し、商業施設として、シンプルでかつ、清潔感と温かみのある計画とされた建物の設計及び監理

左より　小川組金子氏、まちづくり局長、今井氏、川上氏

２　表彰理由　別紙のとおり

問合せ先：川崎市まちづくり局総務部庶務課　伊藤
電話０４４－２００－２９４３

別紙

一級建築士事務所　hanaya　川上　華恵

本設計事務所は、令和２年に設立され、中原区市ノ坪に所在しており、主に建築物の設計・デザイン業務を実施している。

今回の応募作品は、中原区市ノ坪にある一戸建ての住宅である。

宅地の狭小化が進む中で、天空光の取り入れや敷地境界線と外壁の間に三角形のバルコニーを挟むことによる外界と適度な心理的距離、道路に面する窓をあえて避けることで、他の面からの窓からより遠くまで見通すことができるなど、コンパクトな敷地でありながら、より豊かに暮らせるよう、シンプルでありながらも、随所に余裕や広がりが感じられる工夫がされた計画となっている。

また、仕上げ材には木材がふんだんに利用され、温かみのある空間が演出されているなど、本市が進める木材利用促進の取組にも寄与するものと認められる。

以上により、本件については、川崎市の施策である「誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備」に向けた取組みとして、川崎市の建築物等の質の向上に資するものと評価し、表彰するものとする。

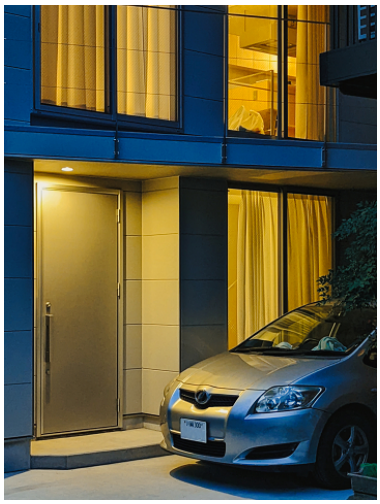

有限会社　アトリエアイズ　代表取締役　今井　博康

本事務所は、平成１６年に設立され、川崎市高津区久本に所在しており、主に建築物の設計・監理業務を実施している。

今回の応募作品は、登戸区画整理事業地内にある、延べ１万３千㎡を超える、店舗・共同住宅等からなる複合用途施設である。

１階部分には、地域に開放された東西の街区を繋げる「抜け道」やそこにある「トイレ」が開放され、屋上庭園、ストリートピアノ、地域活動スペースなど、建物だけでなくソフト面においても配慮されており、地域密着の空間づくりが行われている。

また、共同住宅エリアにおいては、街の世帯が偏らないよう、二人から家族世帯向けを幅広く計画されており、まちの賑わいの創出も寄与することが期待できる。

以上により、本件については、川崎市の施策である「誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備」に向けた取組みとして、本市の進める土地区画整理事業区域内における建築物の質の向上にとどまらない、まちの魅力づくりや地域の発展にも資するものと評価し、表彰するものとする。

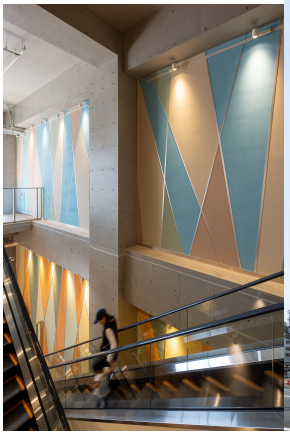

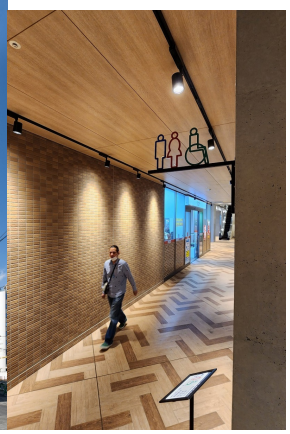

株式会社　小川組　代表取締役　長澤　靖

本事務所は、昭和２１年に設立され、川崎市川崎区榎町に所在する長い活動歴史を誇る事務所である。主に建築物の建築意匠設計・監理を実施している。

今回の応募作品は、都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想における、地域生活核となる新丸子駅と日本医科大学武蔵小杉キャンパスまでの交流の核を結び、地域生活の骨格となる生活軸のエリアの中にある。

外観は、清潔感と温かみあるイメージを考慮し、外壁の一部に木材調のアルミルーバーを組子の様に取り付け、明るく落ち着いた色を採用し、生活軸エリアの中における商業施設として、シンプルでかつ、清潔感と温かみのある計画とされている。

以上により、本件については、川崎市の施策である「地域の主体的な街なみ形成の推進」に向けた取組みとして、賑わいのある商店街など周辺の街並みとの調和による景観づくりの推進に資するものと評価し、表彰するものとする。